



2023年2月22日

各 位

会 社 名 日 本 電 技 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 島田 良介
(コード番号: 1723)
問合せ先 執行役員 企画管理本部 人事総務部長 佐藤 聰
(TEL. 03-5624-1100)

株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、管理職である従業員（以下「管理職」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

すでに当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）向けに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を2020年6月に導入しております。

今般、さらに管理職についても同様の中長期インセンティブを付与することにより中長期的な企業価値の向上を加速するとともに、新たな人的資本への投資の一環として「本制度」を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

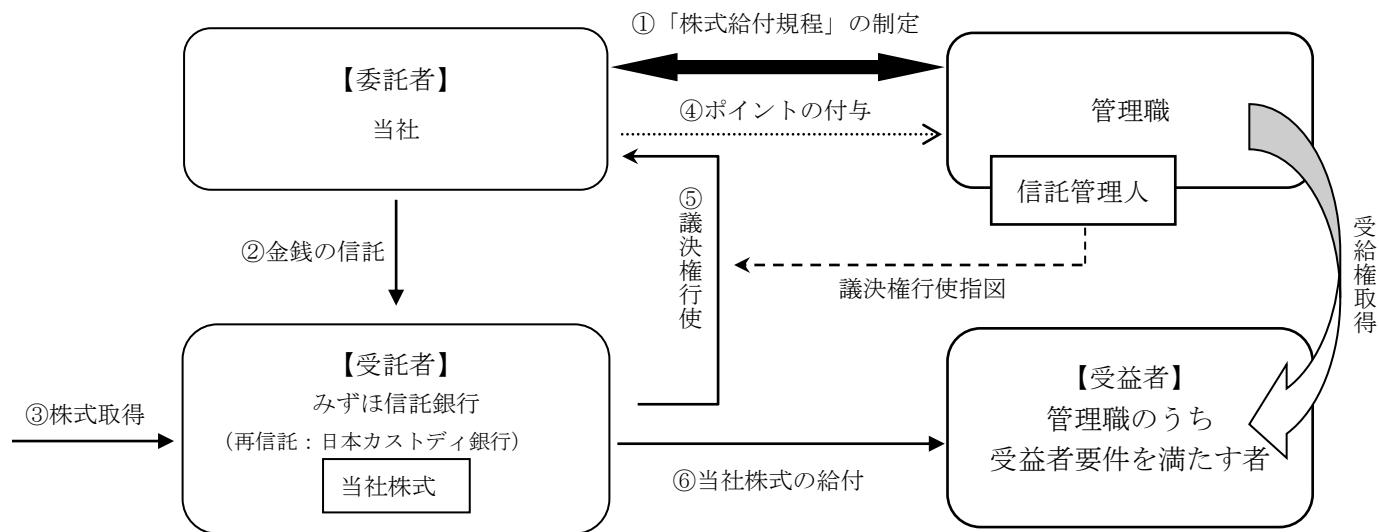
本制度は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の管理職に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、管理職に対し役職や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。管理職に対し給付する株式については、予め信託設定した金額により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、管理職の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

＜本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
 - ② 当社は、「株式給付規程」に基づき管理職に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
 - ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
 - ④ 当社は、「株式給付規程」に基づき管理職にポイントを付与します。
 - ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
 - ⑥ 本信託は、管理職のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以 上